

第四期特定健康診査等実施計画について

第1 背景及び趣旨

我が国は、世界に先駆け、急激な少子高齢化に直面していることから、社会で働く現役世代が高齢者の医療費を負担する現行の医療制度において、中長期的に発生する医療費を抑制するため、メタボリックシンドロームに起因する糖尿病等、いわゆる生活習慣病の発症予防に取り組むことが重要となっている。

これらを背景とし、法に基づき、メタボリックシンドロームに関する健康診査（以下「特定健康診査」という。）、及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する特定保健指導を実施することが、全保険者へ義務付けられている。

当組合では、組合員及び被扶養者の健康維持・向上及び医療費抑制の資とすべく、第一期・第二期・第三期特定健康診査等実施計画を策定し、目標達成のため特定健康診査及び特定保健指導を実施し、適宜見直しを行ってきた。

今回策定した令和6年度から令和11年度までの第四期特定健康診査等実施計画においては、過去の実施計画の実施状況や結果を受け、特定健康診査の受診率向上及び生活習慣の改善に向けた対応を、引き続き実施することとする。

第2 防衛省共済組合の現状

1 組合員及び被扶養者

防衛省共済組合は、防衛省、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構及び防衛省共済組合の職員で構成されており、組合員260,000人（うち任意継続組合員1,900人）、被扶養者290,000人を擁する国家公務員共済組合である。

また、全国に18の統括支部及び242の支部を有し、組合員及び被扶養者の居住地は47都道府県すべてに分布している。

2 健康診断

組合員の健康診断については、防衛省職員の健康管理に関する訓令（昭和29年防衛庁訓令第31号）、人事院規則等に基づき、防衛省、独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構及び防衛省共済組合が駐屯地・基地等の医務室、契約する外部医療機関等において毎年度実施している。

第3 特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査の基本的考え方

糖尿病等の生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積（内臓脂肪型肥満）に起因する 경우가多く、肥満に加え、高血糖、高血圧等の状態が重複した場合には、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高くなる。このため、メタボリックシンドロームの概念に基づき、その該当者及び予備群に対し、運動習慣やバランスのとれた食生活の定着などの生活習慣の改善を行うことにより、糖尿病等の生活習慣病や、これが重症化した虚血性心疾患、脳卒中等の発症リスクの低減を図ることが可能となる。

このように特定健康診査は、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目し、この該当者及び予備群を減

少させるための特定保健指導を必要とする者を的確に抽出するために行うものである。

2 特定保健指導の基本的考え方

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。

そのため、対象者自身が健診結果を十分理解して自らの生活習慣を変えることができる支援を実施するものとする。

第4 達成しようとする目標

1 特定健康診査の実施率

区 分	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
組合員	100%	100%	100%	100%	100%	100%
被扶養者	71%以上	71%以上	71%以上	71%以上	71%以上	71%以上
全 体	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上

※ 被扶養者には任意継続組合員を含む。

2 特定保健指導の実施率

区 分	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
組合員	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上
被扶養者	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上
全 体	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上

※ 被扶養者には任意継続組合員を含む。

第5 特定健康診査等の対象者数及び目標値（令和6年4月1日現在）

1 特定健康診査の対象者数

(1) 組合員 (単位：人)

区 分	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象者数	114,703	115,557	116,417	117,284	118,157	119,037
目標実施率	100%	100%	100%	100%	100%	100%
目標実施者数	114,703	115,557	116,417	117,284	118,157	119,037

(2) 被扶養者・任意継続組合員 (単位：人)

区 分	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象者数	45,889	45,358	44,832	44,313	43,800	43,293
目標実施率	71%以上	71%以上	71%以上	71%以上	71%以上	71%以上
目標実施者数	32,581以上	32,204以上	31,831以上	31,462以上	31,098以上	30,738以上

(3) 全体

(単位:人)

区 分	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
対象者数	160,592	161,788	162,993	164,206	165,429	166,660
目標実施率	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上	90%以上
目標実施者数	147,284以上	147,761以上	148,248以上	148,746以上	149,255以上	149,775以上

2 特定保健指導の対象者数

(単位:人)

区 分	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	
動 機 付 け 支 援	対象者数	11,035	10,636	10,251	9,880	9,523	9,178
	目標実施率	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上
	目標実施者数	6,621	6,382	6,151	5,928	5,714	5,507
積 極 的 支 援	対象者数	14,870	14,726	14,583	14,442	14,302	14,164
	目標実施率	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上
	目標実施者数	8,922以上	8,836以上	8,750以上	8,665以上	8,581以上	8,498以上
b 全 体	対象者数	25,905	25,362	24,834	24,322	23,825	23,342
	目標実施率	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上	60%以上
	目標実施者数	15,543以上	15,217以上	14,901以上	14,593以上	14,295以上	14,005以上

第6 特定健康診査等の実施方法

1 実施場所

(1) 特定健康診査

組合員(任意継続組合員を除く。)については、勤務先の健康管理者が実施する定期健康診断の記録を共済組合が受領することにより特定健康診査を実施したことに代えるが、当該健診を受診できない者については、共済組合が委託契約する専門業者において、人間ドック等により実施する。

被扶養者及び任意継続組合員については、共済組合が委託契約する専門業者の提携する健診機関において実施する。被扶養者については、パート先健診での結果を提出することにより、特定健康診査を実施したことに代える。))

(2) 特定保健指導

共済組合が委託契約する専門業者により、勤務先の会議室、貸会議室等の施設等又はICTを利用して実施する。

2 実施項目

特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）及び厚生労働省健康局が発行する標準的な健診・保健指導プログラム（令和6年度版）に規定する項目とする。

3 外部委託の方法

特定健康診査及び特定保健指導の外部委託に関する基準（平成25年厚生労働省告示第92号）を充たし、プライバシーマーク等の取得により、個人情報の保護に関する適正な取組が認められる者で、かつ、全国に居住する組合員等に対する特定健康診査・特定保健指導を円滑に実施し得る専門業者に全部委託する。

4 周知や案内の方法

受診案内を対象者に配布するほか、ホームページ、厚生ニュース等により周知を図る。

5 事業主健診等の健診受診者のデータ収集方法

組合員の健診データは、駐屯地、基地等の健康診断担当部署から、電子式媒体等により共済組合支部に提出し、共済組合支部から委託業者へ送付される。

被扶養者の健診データは、パート勤務先の定期健康診断など、他の保険者等が実施する特定健康診査を受診した場合は、被扶養者本人が委託業者へ送付する。委託業者と提携する健診機関で受診した場合は、その健診機関から委託業者へ送付される。

人間ドック等の結果については、委託業者と提携している健診機関で受診した場合、その健診機関から委託業者へ送付される。一方、委託業者と提携していない健診で受診した場合は、受診者本人が委託業者へ送付する。

6 特定保健指導対象者の抽出方法

特定健康診査に基づき特定保健指導対象者と判定された者は全て対象とする。

第7 個人情報の保護

健診データ・保健指導データは、共済組合と委託業者が共同で管理する。

管理に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、医療・介護関係事業者における個人情報の取扱いのためガイドライン等個人情報の保護に関する関係法令等並びに防衛省共済組合個人情報保護管理及び特定個人情報等の取扱いに関する規則（平成17年組合規則第4号）及び防衛省共済組合個人情報保護管理及び特定個人情報等の取扱いに関する細則（平成17年事務取扱細則第5号）を遵守する。

委託業者における健診データ等の取扱いに関しては、委託契約書に個人情報の保護に関する規定を明記するとともに遵守状況について確認し、個人情報の保護を徹底させる。

第8 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、ホームページに掲載することにより公表する。

第9 特定健康診査等実施計画の評価・見直し

本計画は、令和8年度に3年間の評価を行い、見直しを実施するほか、必要の都度見直しを実施する。